



埼玉県報

第2175号

平成22年4月16日

金曜日

目次

条例

- [職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)

規則

- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)

訓令

- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

告示

- [包括外部監査契約に関する告示\(改革推進課\)](#)
- [情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示\(情報企画課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [税務総合オンラインシステム機能修正等業務委託の随意契約に関する公示\(税務課\)](#)
- [埼玉県総務事務システムに係るヘルプデスク業務委託に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)

- [東部地域振興ふれあい拠点施設\(仮称\)建設工事に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [平成二十二年度狩猟免許試験等の実施に係る告示\(自然環境課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [埼玉県社会福祉総合センター使用料徴収事務委託\(社会福祉課\)](#)
- [県立社会福祉施設使用料及び手数料徴収事務委託\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区役員の就任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [吉見領土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [九郷阿保領用水土地改良区の役員就任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [上里西部土地改良区の役員退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [上里幹線土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [三芳町北松原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [県道大野東松山線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [国道二百五十四号の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道児玉新町線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道藤岡本庄線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立病院の料金収納業務委託\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

正誤

- [埼玉県公営企業管理規程第十四号中訂正\(公営企業・財務課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（人事課）

一 趣旨

雇用保険法の一部改正に伴う職員の退職手当に関する条例の一部改正

二 内容

雇用保険法の一部改正に伴う失業者の退職手当に係る同法の引用部分についての規定整備

三 施行期日

公布の日から施行

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十一号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項及び第八項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十一項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十五項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第十六号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十号を第十二号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）に基づく学校職員の子ども手当に関すること。

七 学校職員の子ども手当の支給事務に関すること。

第二十条中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく負担法第一条に規定する職員の子ども手当に係る事務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第七号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月十六日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育事務所長の項専決事項の欄中第七号を第十四号とし、第六号を第十三号とし、第五号の次に次の七号を加える。

六 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この表において「子ども手当法」という。）第六条第一項の規定に基づき、子ども手当の支給を受ける負担法第一条及び第二条の職員の受給資格及び子ども手当の額について認定すること。

七 子ども手当法第九条の規定に基づき、負担法第一条及び第二条の職員の子ども手当の額の全部又は一部を支給しないこと。

八 子ども手当法第十条の規定に基づき、負担法第一条及び第二条の職員の児童手当の支払を一時差し止めること。

九 子ども手当法第十三条の規定に基づき、偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた負担法第一条及び第二条の職員について、受給額に相当する金額の全部又は一部の徴収を決定すること。

十 子ども手当法第二十七条第二項の規定に基づき、子ども手当の支給を受けている負担法第一条及び第二条の職員に係る厚生労働省令で定める事項の届出を受理すること。

十一 子ども手当法第二十八条第一項の規定に基づき、負担法第一条及び第二条の職員の受給資格者に対して、関係書類の提出を命じ、又は職員をして受給資格者その他の関係者に質問させること。

十二 子ども手当法第二十九条の規定に基づき、官公署に対し、負担法第一条及び第二条の職員に関する必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は関

係者に対し、必要な事項の報告を求めること。
別表第四教育総務部の表財務課の項第一号を次のように改める。

<p>一 県立 高等学 校の授 業料及 び入学 料に関 する事 務</p>	<p>1 埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和五十一年埼玉県条例第三十四号）第二條第一項第二号の規定に基づき、授業料を徴収しないことが県立の高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある生徒と認めること。</p> <p>2 手続条例第五條第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>3 手続条例第十二條第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>1 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則（昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号。以下この項において「規則」という。）第五條の規定に基づき、授業料（規則第二條第一項第四号又は第五号に該当する者に係る授業料を除く。）及び入学料（規則第二條第二項第四号又は第五号に該当する者に係る入学料を除く。）の減免を決定し、及び通知すること。</p> <p>2 規則第六條第一項及び第三項の規定に基づき、同條第一項第三号に該当するものに係る授業料の減免を取り消し、及び通知すること。</p>
---	--	---

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 契約の相手方の氏名及び住所

中島 茂喜

埼玉県さいたま市浦和区皇山町十九番十三号

二 契約の期間の始期

平成二十二年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払い方法
概算払

告 示

埼玉県告示第五百九十八号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方
法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり
当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	条 項
平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年三月三十一日厚生労働省令第五十一号）	第一条第一項、第二条第一項、第三条、第四条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第九条、第十条、第十二条 （ただし、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令第一条第二項に規定する地方公務員のうち、埼玉県の職員に限る。）
職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成二十二年三月三十一日規則第七十二号）	第三条

告 示

埼玉県告示第五百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年四月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八潮シティ・サポート・センター
- 三 代表者の氏名
大導寺 正美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市大字八條千三百二十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、八潮地域の住民に対し、「安心・安全」な暮らし、「快適」で「楽しい」生活を送っていただくため、行政が実施又は計画する事業等について、行政との協働あるいは行政への協力や支援をしたり、社会貢献活動を行うことにより地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年四月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人アザレア・バレーボール振興会
- 三 代表者の氏名
高附 直樹
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市中原町一丁目三番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対し、バレーボール教室、講演などを通してスポーツの楽しさを知ってもらい、バレーボールの普及・振興、スポーツをする機会の提供、青少年の健全な育成、地域の活性化や健康の増進、生涯スポーツの推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

税務総合オンラインシステム機能修正等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年2月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

5 契約金額

52,605,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県総務事務システムに係るヘルプデスク業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年6月17日(木)から平成23年9月30日(金)まで。ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市から本件業務と類似の業務を過去2年の間に請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。

(6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 関口 電話048-830-2395(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年5月28日(金)午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年5月27日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年5月28日(金)午後2時まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成22年5月28日(金)午後3時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年5月20日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年4月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Comprehensive help desk service for the Saitama Computerized
Administrative System

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system or in person: 2:00 p.m., May 28, 2010

By registered mail: 5:00 p.m., May 27, 2010

(3) Contact Information

First Somujimu System Group, Computerized Administrative Center
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Ph. 048-830-2395 E-mail: a2375-08@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第六百三三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 工事概要等

(1) 工事名

東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）建設工事

(2) 工事場所

埼玉県春日部市南 1 丁目 1 番地内

(3) 工期

契約確定の日から平成 23 年 6 月 30 日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

地域産業の振興や地域住民の活動・交流を促進するため、埼玉県及び春日部市の複合施設を整備する。

イ 規模

鉄骨造一部木造 6 階建、延べ床面積 10,534.56 m²の建設工事

(6) 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

イ 掲載期間

平成 22 年 4 月 16 日（金）から平成 22 年 5 月 31 日（月）まで

2 落札者の決定方法

本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成 22 年 5 月 26 日（水）午前 9 時から平成 22 年 5 月 31 日（月）午後 5 時まで

(2) 開札日時

平成 22 年 6 月 1 日（火）午前 10 時

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 単体企業（以下「単体」という。）又は 2 者若しくは 3 者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）であること。

イ 特定企業体の場合、特定企業体における運営形態、各構成員の出資比率及び代表構成員の選定については、埼玉県建設工事共同企業体取扱要綱によること。

ウ 単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(ア) 本件入札に係る複数の特定企業体の構成員（単体の場合にあっては、本件入札に係る特定企業体の構成員）となっていないこと。

(イ) 次のいずれにも該当しない者であること。

a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

b 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

c 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けている者を除く。

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(エ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(オ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(カ) 経常建設共同企業体でないこと。

(※) 平成 20 年度及び平成 21 年度に完成した埼玉県発注工事のうち建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても 65 点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

エ 単体又は特定企業体の各構成員が、建築工事業について、開札日から 1 年 7 か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受け、その総合評点が単体又は特定企業体の代表構成員（以下「代表構成員等」という。）にあっては 1,550 点以上、特定企業体のその他の構成員にあっては 1,000 点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記ウ(イ)ｃただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成 21・22 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第 4 のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(2) 施工実績

代表構成員等は、契約の締結日にかかわらず、平成 12 年 4 月 1 日から公告日までの間に、延べ床面積 5,000 m² 以上の新築建築物に係る建築一式工事（以下「同種・類似工事」という。）を完成させた実績を有すること。ただし、特定企業体による施工実績にあっては、代表構成員であるときのものに限る。

(3) 配置予定技術者

ア 代表構成員等は、次に掲げる要件を満たす技術者を建設業法に従って本工事に専任で配置することができること。

(ア) 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、同種・類似工事において全工期にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者

(イ) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

なお、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

ウ 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、

当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、本工事の後片付け期間と他工事の準備期間である場合又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合で、確実に本工事に配置可能なときは、この限りでない。

エ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

オ 配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

5 入札参加資格の有無の確認

本件入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム又は郵送若しくは宅配便により提出すること。併せて、その他必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けること。

なお、提出された添付資料は返却しない。

(1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出受付期間及び提出部数

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話 048-830-2743

イ 提出受付期間

平成22年4月19日（月）午前9時から平成22年5月6日（木）午後5時まで

（この提出受付期間の終期日時を過ぎて到着した確認申請書、確認資料及び添付資料は無効とする。）

ウ 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。）

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステム（システムにより通知できない者にあっては、郵送等）により平成22年5月18日（火）に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成22年5月13日（木）にそれぞれ通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成22年5月24日（月）

午後 3 時まで上記(1)アの提出先に郵送又は宅配便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、システム(システムにより通知できない者にあつては、郵送等)により通知する。

- (4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することができない。

6 設計図書等

設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)はシステムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録し貸与する。貸与方法等については、次のとおりとする。

- (1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県都市整備部営繕課大規模施設・耐震改修担当 電話 048-830-5618 ファクシミリ 048-830-4890

イ 受付期間

平成 22 年 4 月 16 日(金)午前 9 時から平成 22 年 5 月 6 日(木)午後 5 時まで

- (2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により設計図書等を送付する。

- (3) 返却

平成 22 年 6 月 1 日(火)までに郵送等により上記(1)アの場所に返却すること。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

- (1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

- (2) 受付期間

平成 22 年 4 月 26 日(月)午前 9 時から午後 3 時まで

- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 22 年 4 月 28 日(水)からシステム上に掲示する。
システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答する。

8 郵便入札

入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(3) 提出期間

上記 3 (1)のとおり。

9 現場説明会

開催しない。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は 1 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ引きを実施して落札者を決定する。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者がした入札

(イ) 明らかに連合によると認められる入札

(ウ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札

(エ) 所定のものと異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

(オ) 入札金額見積内訳書を提出しない者又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(カ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札

イ 次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

(ア) 入札者の押印のない入札書による入札

(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(ウ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(エ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(オ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(カ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札

(キ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった入札

11 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。また、調査対象者と契約を締結した場合は、下請業者との関係において適正な履行が行われているか追跡調査を行うものとする。）。

12 支払条件

(1) 前金払

する（その金額は、契約金額の 40 パーセント以内とし、1 万円未満の端数金額は切り捨てる。）。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の 40 パーセント以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その金額は、契約金額の 20 パーセント以内とし、1 万円未満の端数金額は切り捨てる。）。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の 20% 以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

本件入札は入札ボンド制度の導入を試行するものであり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第 93 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 105 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記入された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書によって納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

(ア) 提出先

〒336-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県都市整備部営繕課総務担当 電話 048-830-5615 ファクシミリ 048-830-4890

(イ) 依頼書提出期間

平成 22 年 4 月 16 日（金）午前 9 時から平成 22 年 5 月 26 日（水）午後 5 時まで

ウ 納付期限

平成 22 年 5 月 31 日（月）

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(ア) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話 048-830-2743 ファクシミリ
048-830-4915

(イ) 提出期限

平成 22 年 5 月 31 日（月）午後 5 時まで

オ 次に掲げる有価証券等を担保として持参（下記(ア) c にあつては、郵送又は宅配便）により提出することによって、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(ア) c にあつては、保証金額）と同額とする。

(ア) 対象となる有価証券

a 利付国債

b 埼玉県債

c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

(イ) 提出先

上記(ア) a 及び(ア) b については、13(2)イ(ア)の提出先に、上記(ア) c については、13(2)エ(ア)に示す提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

なお、上記(ア) c については電話で着信確認を行うこと。

(ウ) 提出期限

平成 22 年 5 月 31 日（月）午後 5 時まで

カ 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送又は宅配便により上記エ(ア)の提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者

(イ) 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記エ(ア)の提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者

キ 落札者以外の者が納付した入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記入した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金を還付しない。

また、落札者に係る入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

ク 入札保証又は入札保証保険の期間は以下の期間を含むこと。

入札書提出日から平成 22 年 8 月 31 日まで

(3) 契約保証金

本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第 81 条第 2 項第 3 号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。

ア 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(ウ)にあつては、保証金額)と同額とする。

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等又は保証事業会社の契約保証証書

ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者

(イ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、当該契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金を還付しない。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 仮契約の締結

本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものであるので、

落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の前記の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置又は埼玉県の前記の契約に係る暴力団排除措置要綱第3条の規定による入札参加除外措置を受けた者は、本契約を締結することができない（契約辞退を申し出るものとする。）。

(7) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(8) この公告に関する問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話 048-830-2743 ファクシミリ 048-830-4915

14 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction of the Eastern Region Development Fureai Center
(provisional name)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system or registered mail:
between 9:00 a.m., May 26, 2010 and 5:00 p.m., May 31, 2010

(3) Contact Information:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-2743

告 示

埼玉県告示第六百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年四月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 *ivory space* さいたまとアジアをつなぐコミュニティ

三 代表者の氏名

小林 寛明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野往還下西三二一番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、人類が直面している貧困や人権、環境、民族等の課題を人間の安全保障の観点から捉え、アジアの一員として、国家や民族、宗教、言語の違いを超えた多様な文化理解と相互交流、草の根協力活動を通じて平和へ寄与していくことを目的とする。また、グローバルという視点にたって地域レベルでの友好、交流関係を推進し、地球市民としての共生を育む社会づくり、地域づくりに貢献することを目的とする。

告示

埼玉県告示第六百五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成二十二年七月二十九日（木）	東松山市民文化センター	平成二十二年七月二十二日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成二十二年八月二十九日（日）	鴻巣市文化センター（クレア鴻巣）	平成二十二年八月二十三日（月）
わな猟	平成二十二年九月九日（木）	本庄市民文化会館	平成二十二年九月二日（木）
わな猟	平成二十二年九月十六日（木）	秩父宮記念市民会館	平成二十二年九月九日（木）

ロ 試験の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 受験資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 試験当日において満二十歳に達している者

ニ 免許申請書の提出先
受験者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の

写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

へ 狩猟免許手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けて納付すること。

ト 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科	目
適性試験	視力 聴力 運動能力	
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識 猟具に関する知識 鳥獣に関する知識 鳥獣の保護管理に関する知識	
技能試験	網猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力 わな猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに獣類の判別能力 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る場合にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力	

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に係るものを免除する。

チ 狩猟免許の交付

試験の合格者に対しては、狩猟免許を交付する。

リ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限
平成二十二年七月 十日 (土)	さいたま市民会館いわつき	平成二十二年七月 五日 (月)
平成二十二年七月二十二日 (木)	深谷市花園文化会館	平成二十二年七月 十五日 (木)
平成二十二年八月 四日 (水)	秩父地方庁舎	平成二十二年七月二十八日 (水)
平成二十二年八月 十九日 (木)	川越南文化会館	平成二十二年八月 十二日 (木)

ロ 適性試験及び講習の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 適性試験及び講習を受ける資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
 - (2) 平成二十二年九月十四日に有効期間が満了となる狩猟免許を受けている者
- ニ 免許更新申請書の提出先
- 狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一号第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許更新手数料

二千八百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けて納付すること。

ト 適性試験及び講習の科目

区分	科 目
適性試験	視力 聴力

	運動能力
講習	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護管理

チ 狩猟免状の交付

講習を受講し、適性試験に合格した者に対しては、狩猟免状を交付する。

リ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

三 免許申請書等の請求

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所に請求すること。

告 示

埼玉県告示第六百六号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第六百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉総合センター	さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長 上田 清司	平成二十二年 四月一日から 平成二十三年 三月三十一日 まで

告示

埼玉県告示第六百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者 歯科診療所	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八 番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 鈴木 豊彦	平成二十二年 四月一日から 平成二十三年 三月三十一日 まで
埼玉県立あさか向陽園 障害者歯科診療所		
埼玉県立そつか光生園 障害者歯科診療所		
埼玉県障害者交流セン ター及び同施設の附属 設備		

告 示

埼玉県告示第六百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷ビル

越谷市越ヶ谷一丁目六百番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

越谷ゴム工業株式会社 代表取締役 小暮進勇

越谷市越ヶ谷一丁目十六番六号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野能章

福岡県福岡市東区松田一丁目五番七号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十二月二日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

七千八百六十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三四五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四三八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五六・九二立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分（立体駐車場一）

午前八時三十分から午後十時（隔地駐車場二、三、四）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 八カ所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年四月一日

二 縦覧期間

平成二十二年四月十六日から平成二十二年八月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月十六日から平成二十二年八月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララガーデン春日部

春日部市南一丁目一番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社イービーシーマート）の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十一時まで

（変更後）午前九時から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十一時三十分まで（立体駐車場）

午前九時三十分から午後十一時三十分まで（平面駐車場）

（変更後）午前八時三十分から午後十一時三十分まで（立体駐車場のみ）

ハ 変更年月日

平成二十二年四月十七日、四月十八日のみ

ニ 届出年月日

平成二十二年四月五日

二 縦覧期間

平成二十二年四月十六日から平成二十二年八月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月十六日から平成二十二年八月一六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第六百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	若 旅 英 雄	加須市平永六五七番地一

告示

埼玉県告示第六百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、吉見領土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井 保美	比企郡吉見町大字北吉見二四七三番地
同	木村 勇	同 同 同 谷口一六二番地
同	大畑 勝治	同 同 同 万光寺二二番地
同	岩崎 紀一	同 同 同 荒子六九四番地
同	中島 利男	同 同 同 丸貫三八〇番地
同	吉田 功男	同 同 同 下細谷四七四番地
同	島田 武良	同 同 同 久保田六四四番地
同	神田 新一郎	同 同 同 江綱一二六八番地
同	大野 幸雄	同 同 同 前河内六七番地
同	原 利治	同 同 同 地頭方六六七番地
同	原 茂治	同 同 同 本沢一四九番地
同	蛭間 貴	同 同 同 上細谷三一番地
同	北村 良雄	同 同 同 今泉一五三番地
同	山崎 元治	同 同 同 山ノ下八六三番地
監事	吉田 健一	同 同 同 中曾根二三五番地
同	深井 博行	同 同 同 大和田七五四番地
同	村田 芳雄	同 同 同 大串六二八番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井 保美	比企郡吉見町大字北吉見二四七三番地
同	深井 博行	同 同 同 大和田七五四番地
同	木村 勇	同 同 同 谷口一六二番地
同	加藤 富夫	同 同 同 荒子七五五番地一
同	小林 正彦	同 同 同 荒子五九〇番地
同	吉田 功男	同 同 同 下細谷四七四番地

同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小 島 公 雄	久 保 田 忠 愛	岡 野 元	坂 本 金 男	小 宮 栄	福 田 松 男	矢 嶋 徳 次 郎	稻 原 武 夫	大 野 幸 雄	神 田 新 一 郎	島 田 佳 一 郎	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同 大 串 二 三 一 八 番 地 三	同 古 名 二 一 三 番 地	同 地 頭 方 六 二 三 番 地	同 黒 岩 三 二 九 番 地	同 中 新 井 九 四 六 番 地	同 上 細 谷 二 番 地	同 松 崎 三 八 七 番 地	同 上 砂 三 二 三 番 地	同 前 河 内 六 七 番 地	同 江 綱 一 二 六 八 番 地	同 久 保 田 一 二 六 四 番 地	

告 示

埼玉県告示第六百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
九郷阿保領用土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次
のとおり届出があった。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

理 事 清 水 雅 之 児玉郡神川町大字八日市二九番地一一

告 示

埼玉県告示第六百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里西部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

監 事 入 澤 金 雄 児玉郡上里町大字勅使河原八七七

告 示

埼玉県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里幹線土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職 名 氏 名 住 所

理 事 清 水 雅 之 児玉郡神川町大字八日市二九番地一二

二 退任

職 名 氏 名 住 所

理 事 田 村 啓 児玉郡神川町大字関口八一番地一

告 示

埼玉県告示第六百十六号

土地区画整理法昭和二十九年法律第十九号（第二十九条第一項の規定により、三芳町北松原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

氏 名 住 所

野 溝 繁 樹 ふじみ野市大井六九八番地

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 大野東松山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
形字南原一〇〇八番一地先まで	比企郡嵐山町大字鎌形字北宿一二七八番一地先から同郡同町大字鎌形字南原一〇〇八番一地先まで	区 間
一〇・一九 一三・八七	七・五八 一三・八七	敷地の幅員 (メートル)
一〇二四・三八		延 長 (メートル)
地方特定道路(交通安全)整備工事		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

熊谷小川秩父線	路線名
比企郡小川町大字西古里字沼ノ谷七一二番一地先から同郡嵐山町大字越畑字川後岩入一八一八番三地先まで	供用開始の区間
平成二十二年四月十六日	供用開始の期日
延長 四二〇・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福 島 浩 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
一地先まで	本庄市児玉町秋山字大町七一七番一地先から同市児玉町秋山字下河原一八三一番		区 間
一 一・六〇 、 二五・〇〇	一 一・七〇 、 一三三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	
一七四・七〇	一六〇・〇〇	延長 (メートル)	
路の廃止	占用工事に伴う迂回	務所長告示第二号の	平成二十二年一月十日 五日本庄県土整備事 務所長告示第二号の 備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福 島 浩 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 児玉新町線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
児玉郡上里町大字大御堂字塚南五二 二番地先から同郡同町大字大御堂字 芝附四九八番地先まで	児玉郡上里町大字大御堂字檜下六二 八番一六地先から同郡同町大字大御 堂字蔵寺前一〇三二番五地先まで		区 間
六・五〇) 八・五〇	一〇・八〇) 一一・五〇		敷地の幅員 (メートル)
一一六・〇〇	一〇七・五〇		延 長 (メートル)
占用工事に伴う迂 回路の廃止	長告示第十七号の	平成二十一年十二 月十五日埼玉県本 庄県土整備事務所	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福 島 浩 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 藤岡本庄線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	児玉郡上里町大字長浜字水窪九七九 番一地从ら同郡同町大字三町字諏 訪裏六八九番三地从まで	区 間
一〇・三九) 一二・九五	七・五五) 一一・九七	敷地の幅員 (メートル)
六五五・八〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十一年三月十六日

指令杉整第二〇〇一八四〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月十二日

越建セ第一四一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字宮前字前原一八四―八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町東姫宮一―一三―二九―一

齊藤 裕文・齊藤 敬子

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる施設の料金のうち、患者自己負担分に係る未収金収納事務を次とおり委託した。

平成二十二年四月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 施設の名称

埼玉県立循環器・呼吸器病センター埼玉県立がんセンター埼玉県立小児医療センター埼玉県立精神医療センター

2 受託者の住所、名称及び代表者氏名

大阪府大阪市中央区淡路町二丁目一番一号 弁護士法人 開明法律事務所

代表社員 田中 英一

3 委託期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

告 示

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年四月十六日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年四月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第十四号（平成二十二年三月三十一日号外第六号）中訂正

本文

ページ 行

一 前から一三、一四、一五

誤

使用料、後納する郵便に関する料金並びに日本放送協会に対して支払う受信料」を「
」、下水道使用料等並びに政令第二十一条の五第一項十二号及び第十三号に規定する
経費」に改め、同条第二項中「給料、児童手当」の下に「、子ども手当」を加え、

正

使用料、後納する郵便に関する料金並びに日本放送協会に対し支払う受信料」を「
」、下水道使用料等並びに政令第二十一条の五第一項十二号及び第十三号に規定する
経費」に改め、同条第二項中「給与、児童手当」の下に「、子ども手当」を加え、

本文

ページ 行

一 前から二一

誤

納入者から申出があつた場合に限り」を削る。

正

納入者からの申出があつた場合に限り」を削る。